

1 全体図 (1) ([上] 鹿児島大学附属図書館蔵原本、[下] 鹿児島県立図書館蔵写本)



張篋 路次樂人 (儀衛正) 御物頭



正使牽馬 正使



[上] 卷子本 1 卷 本紙 15.4 × 924.0 cm、[下] 卷子本 1 卷 本紙 15.5 × 942.0 cm

①



薩州様御留守居

②



涼傘

掌翰使

牌

虎旗



1 全体図 (2) ([上] 鹿児島大学附属図書館蔵原本、[下] 鹿児島県立図書館蔵写本)



樂童子



正使從者



③



樂正

賛議官

同牽馬

副使



④



1 全体図 (3) ([上] 鹿児島大学附属図書館蔵原本、[下] 鹿児島県立図書館蔵写本)



惣括箱



琉球人合羽籠



⑤



正使之使贊

樂師



⑥



口角 羽籠



1 全体図 (4) ([上] 鹿児島大学附属図書館蔵原本、[下] 鹿児島県立図書館蔵写本)



* 表装の際に錯簡が生じており、実際は破線部分が巻頭に来ている [丹羽 2017]。

⑦



薩州惣押備鎗

⑧

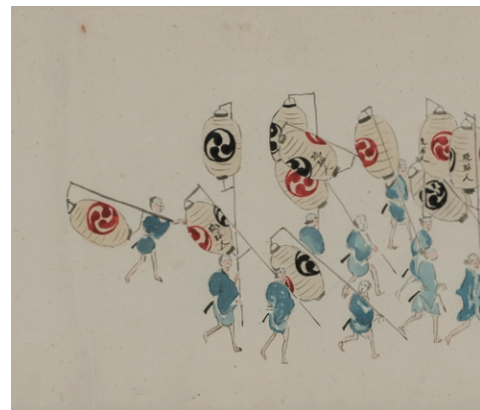


同御家老

惣押御用人



1 全体図 (5) ([上] 鹿児島大学附属図書館蔵原本、[下] 鹿児島県立図書館蔵写本)



⑨



同高挑灯

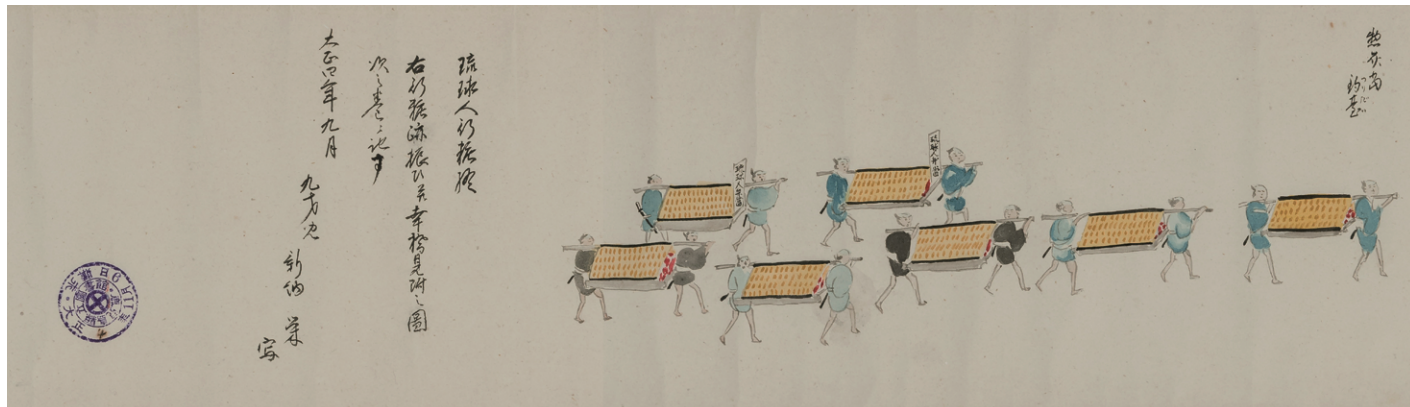
薩州様御側挑(堤)灯



⑩



惣弁当釣臺



2 藩留守居



部分 1



部分 2



- | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 徒士
<small>かたぎぬ</small> | 11 胸懸
<small>むながい</small> | 21 口取り | 31 簾 |
| 2 肩衣 | 12 障泥
<small>あおり</small> | 22 鞍覆
<small>ばせん</small> | 32 台? |
| 3 小袖 | 13 鏡
<small>あぶみ</small> | 23 馬巾 | 33 長羽織
<small>くつわ</small> |
| 4 袴 | 14 尻懸
<small>しりがい</small> | 24 沓籠 | 34 轡 |
| 5 草履 | 15 駕籠舁 (六尺)
<small>かごかき</small> | 25 沓籠持ち | 35 家紋
(丸に抱き鬼柏?) |
| 6 脇差 | 16 留守居駕籠 | 26 馬柄杓 (馬杓) | 36 尾袋
<small>おぶくろ</small> |
| 7 鎗 (鞘付) | 17 轆 | 27 柄杓持ち
<small>ゆがみ</small> | 37 裸足 |
| 8 鎗持ち
<small>おもがい</small> | 18 立傘
<small>ひさご</small> | 28 鬘 (結髪) | a 薩州様 / 御留守居 |
| 9 面懸
<small>おもがい</small> | 19 牽馬
<small>ひきうま</small> | 29 挟箱 | b 同御物頭寺騎 |
| 10 手綱 | 20 鬘
<small>たてがみ</small> | 30 挟箱持ち | |

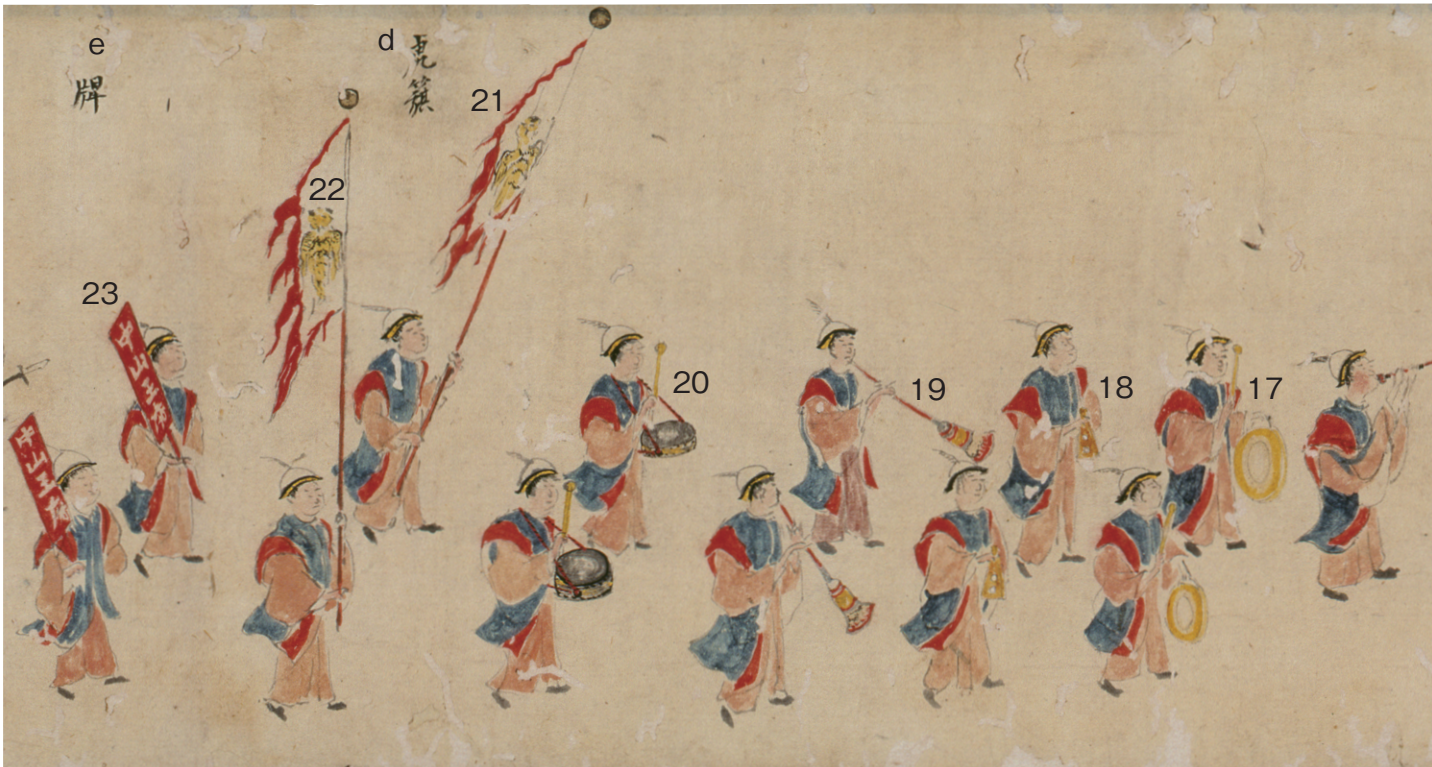
まず、袴姿の徒士がそれぞれ2人の中間を率いて歩いている姿が6組描かれる。いずれも中間のうちの1人は鎗持ちである。鎗の種類は様々で、一番前を行く鎗は鎗身の下に取っ手のついた突鎗と思われる。また2列目の奥の鎗は、鎗身の下に鉤の付いた鉤鎗である。鎗鞘の形も様々で、それぞれの徒士の家臣を象徴していたのであろう。6組の徒士たちの後に、騎馬の家臣が徒士の家来2人と4人の中間を引き連れて続いている。ここでもそのうちの1人は鎗持ちである。この鎗は十文字鎗であろうか。中間のうち鎗持ちだけは二本差であるが、彼らだけは侍身分ではなくても両刀が許されていた [根岸 2009]。

絵図中央の駕籠は留守居役のものである。当時の薩摩藩には4名の江戸留守居役がいて [服藤 1984]、そのうちの1人が乗っていたのであろうが、人物の特定は困難である。留守居駕籠は、献物駕籠、権門駕籠とも言う [笹間 2007]。先行の藩主

や御嫡の乗物とは異なり、轆が黒塗りにされていない。『守貞謄稿』(1853年)に「留守居ハ、武家ノ役名重臣ニ非レドモ、外事ヲ務ル故ニ、専是ニ乗ル。家老以下重臣ハ、自国及旅中ニハ、乗物ヲ用フレドモ、在府ノ日ハ憚之コト多ケレバ、又用是。駕籠ニハ、桐棒ヲ用フ。以下皆然リ。蓋、留守居カゴ棒、素ヲ専トスレドモ、又、溜塗ニスルモアリ。黒ナシ。」の記述がある。駕籠の形式は本絵図では判然としないが、『大成武鑑』(嘉永2年)によれば、引戸の網代形式であったと考えられる。この駕籠を長羽織を着た4人の六尺 / 陸尺が担いでいる。その後ろには、留守居の馬が続く。鞍覆には、丸に抱き鬼柏と見られる家紋が描かれている。

そしてさらにその後には、取りまとめ役である物頭が2人の家来と5人の中間を引き連れて騎馬で続いている。ここには鎗持ちの他に挟箱持ちも含まれている。 (駒走昭二)

3 路次楽



- | | |
|---------------------|------------|
| 1 徒士 | 16 銅角 |
| 2 足輕 | 17 銅鑼 |
| 3 儀衛正 (高嶺親雲上 [魏国香]) | 18 両班 |
| 4 唐冠 | 19 喇叭 |
| 5 傘 | 20 鼓 |
| 6 傘の輪 | 21 虎旗 |
| 7 跟伴 (琉球人) | 22 飛虎 |
| 8 手巾 | 23 牌「中山王府」 |
| 9 中小姓 | |
| 10 鞭 | a 路次／樂人 |
| 11 紅帽 | b 張旗 |
| 12 短褂 | c 鞭 |
| 13 沓 | d 虎旗 |
| 14 張旗「金鼓」 | e 牌 |
| 15 哨呐 | |



薩摩藩の藩主・嫡子・留守居の順に先導が続き、その後に琉球使節が少人数ずつ薩摩藩士に挟まれて続く。琉球使節の先頭は儀衛正で、路次楽の主取（主任）である。儀衛正は中国式の服装である唐装を着用することが多かった。高位の琉球使節は唐装・琉装とも持参し、場に応じて着用していた[豊見山 2003]。路次楽とは、中国から伝来した道中で吹奏する音楽であり、行列の際や宿駅の発着の時に演奏された。先頭から、竹を四つ割にして漆を塗った鞭 2 名、「金鼓」と書かれた張旗を掲げる 2 名、いわゆるチャルメラの哨唎（ソーナ） 2 名、重低音の金管楽器である銅角（牛ブラ） 1 名、銅鑼 2 名、

拍板の一種である両班（リャンハン） 2 名、甲高い音色の喇叭（馬ブラ） 2 名、鼓（チヂン） 2 名、「飛虎」を描いた虎旗を掲げる 2 名、「中山王府」と書かれた赤い牌を持つ 2 名である。みな紅帽と呼ばれる帽子に、短褂をはおり、黒い沓（靴）を履いている。これが路次楽人の服装であり、中国風の服装であった。この時の儀衛正は、高嶺里之子親雲上（魏国香）。帰路に静岡の浜松で病死し、現地の西見寺に埋葬された。その墓には「琉球國儀衛正／魏氏高嶺里之子親雲上國香之墓／嘉永三年庚戌十月二十二日卒」と刻まれている。（小熊誠）

4 掌翰使



- | | |
|----------------|------------|
| 1 馬 (葦毛) | 11 龍刀 |
| 2 掌翰使 (伊野波親雲上) | 12 馬廻 |
| 3 跟伴 (琉球人) | 13 鉤鎗 |
| 4 欵髻 | 14 鍵 (十文字) |
| 5 傘 | |
| 6 傘の輪 | a 掌翰使 |
| 7 御涼傘 | b 涼/傘 |
| 8 三爪の龍 | c 鎗 |
| 9 短掛 | d 龍刀 |
| 10 鎗 | |



^{しょうかんし}
 掌翰使は、国王から老中への書翰（帰途は老中から国王への書翰）を収めた書翰箱を身に付けて管理する役職である。この時の掌翰使は伊野波親雲上（毛氏）であった。その後方には、黒い琉球装束を着た琉球人の跟伴（従者）が立傘を持つなどして、3名付き添っている。従者の髪型は^{カタカシラ}欹髻と呼ばれ、総髪の髻で、前から後ろに髪差という男性用の簪をさした。さらに後方に、御涼傘、鎗、龍刀を持つ各1名が続く。路次楽の演奏者と同じ帽子と短褂（中

国語と同じ短褂と称した打掛）、黒い靴をはいている。

御涼傘は、国王や高貴な人が行幸するときの装飾用の日傘である。中国から導入された。白木の長い棒の上部に何枚もの細い布で飾りを作り、その下に傘の布を貼ってある。龍が描かれており、その爪は3本である。5本爪の龍は、中国皇帝しか使うことができなかった。これらは後方に続く正使の先導である。（小熊誠）

5 正使



- | | | |
|--------------------|-------|---------------|
| 1 琉球装束 (琉装) | 8 御簾 | 15 手綱 |
| 2 帕 (黄色) | 9 椅子 | 16 馬 (青毛) |
| 3 半纏 | 10 虎皮 | 17 鞍覆 |
| 4 駕籠舁 (六尺) | 11 髭 | 18 紋 (丸に左三つ巴) |
| 5 正使 (玉川王子朝達 [尚慎]) | 12 大斧 | 19 馬柄杓 (馬杓) |
| 6 轎 | 13 单戟 | 20 沓籠 |
| 7 沓 | 14 傘 | 21 合羽籠 |

正使とその牽馬が描かれる。正使は、玉川王子朝達で、赤い琉球装束で椅子に座っている。乗り物の「轎」には「コシ」とあるが、日本の有職故実では天皇が行幸の時に乗る葱花輦に当たる。葱花輦は、四つの棟を中央の頂に集めた方形造で、頂に宝珠を乗せたものである。日本の有職故実との違いは、身分の差を反映して、力者が肩ではなく腰のところで舁くこと、布製のカーテンではなく、御簾が用いられていることである。輦の力者は、紺の絆纏を着た日本の駕籠舁で、前に9人、後ろに9人で

舁いている。琉球装束の付き人が前に2人、輦の左右に3人ずつ、後ろに3人が続く。琉球装束の者は、親雲上クラスに許された黄色い帕(冠)を着けている。さらに武器(大斧、单戟)を持った2人、傘を持った1人が続く。琉球装束は赤で、先頭の2人だけが赤茶色である。

玉川王子朝達(尚慎、1826-1862?)は、琉球王国第二尚氏王朝の第17代国王尚灝王の第七男で、分家である玉川御殿を継いで14世となった。島津斉彬の急逝後、琉球王国内の反薩摩派によって



a 正使／轎
b 正使／牽馬

起こされた疑獄事件である^{まきし おんが}牧志・恩河事件（1859年）に巻き込まれ、領地の^{かねぐすく いとまん}兼城間切糸満村に蟄居、失意の内に亡くなった。

正使を始めとした、琉球人の高位高官はみな髭を蓄えている。江戸時代の日本では、幕府が寛文10年（1670）、四代将軍家綱の時代に大ひげ（頬ならびに口の上下にひげを長く生やすこと）を禁止している [林 1977]。^{やっただこ}奴隷の奴が大きなひげを蓄えているように、医者・山伏・神官など一部の者は許容されたいが、おしなべて髭なしが普通であった

ようである。したがって、江戸の人々にとっては、立派なヒゲを蓄えた琉球人の高官は、異国性をたたえた存在であった。

正使の牽馬は、黒い馬（^{あおげ}青毛）で、^{くらおい}鞍覆の紋は、玉川御殿（尚氏の分家）の家紋「丸に左三つ巴」である。日本の奴2人が馬の手綱をひき、後ろに1人が紋入りの馬柄杓（^{まびしゃく}）を担いで控えている。さらに天^{てん}秤棒（^{びんぼう}）で杓籠（^{くつかこ}）を担ぐ奴、合羽籠（^{かっぱかこ}）（雨具を入れる籠）を担ぐ奴が続く。

（高津孝）

6 副使



- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 副使 (野村親方朝宜 [向元模]) | 10 馬 (栗毛) |
| 2 駕籠 | 11 鞍覆 |
| 3 轆 | 12 家紋 |
| 4 駕籠舁 (六尺) | 13 杓籠 |
| 5 跟伴 (琉球人) | 14 馬柄杓 (馬杓) |
| 6 簪 | 15 合羽籠 |
| 7 傘 | |
| 8 足輕 | a 副使 |
| 9 一本差 | b 同/牽馬 |



副使とその牽馬ひきうまが描かれる。副使は、野村親方のむらウエーカタ朝宜ちようぎ（向元模しょうげんぼ）で、赤い琉球装束、日本の大名駕籠かこかきに乗り、舁かき手は黒半纏はんてんの駕籠舁かこかきで、前に2人、後ろに2人である。髻かんざしに簪かんざしを挿した、黒い琉球装束こんばんの跟伴こんばんが左右に4人ずつ、その後ろに傘かさを持った黒い琉球装束の人物が続く。琉球王国では、身分によって金、銀、銅の簪かんざしを使い分けた。

野村親方朝宜のむらウエーカタ（向元模しょうげんぼ）は、向氏むかの分家である金武御殿きんウドワン11世きん あ じちようえい、金武按司朝英きん あ じちようえい（向國英）の次男。1846年には、進貢使節の正使しもくかん（耳目官）として中

国に渡り、英仏両国が軍艦を派遣し琉球王国内を測量していること、キリスト教宣教師を送り込んでいことを訴える琉球国王尚育の密書を清の道光帝に奉じた [西里 2005]。今回は、尚泰王即位の謝恩副使を勤めている。のち、伊是名島・伊平屋島の総地頭となり、伊是名親方を称した。

牽馬は、栗毛の馬で、鞍覆びぜんの家紋は備前蝶ふか、浮線蝶せんか。日本の足軽2人が馬の手綱をひき、天秤棒てんべんぼうで杵籠くつかこを担ぐ奴まびやく、馬柄杓まびやくを担ぐ奴かっぱかこ、合羽籠あひるかこを担ぐ奴が続く。 (高津孝)

7 賛議官・樂正



- 1 賛議官（我謝親雲上盛紀）
- 2 唐冠
- 3 鐘（文様入り）
- 4 りょうがけ 両掛
- 5 傘
- 6 樂正（伊舎堂親雲上盛喜 [翁章錦]）
- 7 後方の琉球官人の顔
- 8 テイサージ 手巾
- 9 挟箱

- a 賛議官
- b 樂正／伊舎堂



琉球の賛議官と楽正を描く。賛議官は、我謝^{がじゃ} ベーチンせいき 親雲上盛紀（毛氏）で、青い琉球装束に唐冠、乗り物は栗毛の馬。二本差で紺の袴の武士2人が先導し、黒い琉球装束の従者が1人、後ろに傘を持った黒い琉球装束の従者が2人、黒い箱（衣家）を天秤棒で両掛けにした黒い琉球装束の従者が1人続く。

楽正は、音楽を担当する役職で、嘉永3年（1850）の楽正は、伊舎堂親雲上盛喜^{いしゃどうベーチンせいき おうしょうきん}（翁章錦）、

青い琉球装束に唐冠、乗り物が褐色の馬。二本差で紺の袴の武士が2人先導、黒い半纏の奴が2人その後につき、黒い琉球装束の従者が1人、後ろに傘を持った黒い琉球装束の従者が2人、黒い箱を天秤棒で両掛けにした黒い琉球装束従者が1人続く。騎馬で続く2人目、3人目の琉球官人とも揃いはほぼ同じであるが、3人目には、赤い箱を天秤棒で両掛けにした黒い琉球装束従者が1人続く。

（高津孝）

8 楽童子 (1)



- 1 中小姓
 - 2 肩衣
 - 3 二本差
 - 4 足軽
 - 5 一本差
 - 6 かんざし 簪
 - 7 楽童子
 - 8 たてがみ 鬘
 - 9 馬に乗る (騎馬)
 - 10 従者
 - 11 中国風に両手を袖の中に入れてい
 - 12 沓
 - 13 テイサージ 手巾?
 - 14 傘
 - 15 策?
 - 16 琉球装束 (琉装)
 - 17 ゆがみ 鬘 (結髪)
 - 18 両掛
- a 楽童子
いづれ としごろしうろくひち
b 何も / 年齢拾六七才

